

太 総 第 114 号
平成 26 年 7 月 31 日

大阪社会保障推進協議会
会長 井 上 賢 二 様

太子町長 浅 野 克 己

「2014年度自治体キャラバン行動・要望書」に対する回答について

平成 26 年 6 月 3 日付けの標記要望書につきまして、別紙のとおり回答させていただきますので、ご査収のほど、よろしく願いいたします。

「2014年度自治体キャラバン行動・要望書」に対する回答

【 太子町 】

1. 職員問題について

自治体職員の非正規化、委託化、外注などにより、自治体職員が安心して本来の責務を果たす労働条件が保障されず、結果として住民の権利保障などに支障をきたす状況にあります。

特に社会保障関連職場、教育関連職場では住民のくらしやいのちに直結するため、専門性の向上は不可欠であり、本来正規職員を配置すべきです。仮に、正規職員以外の場合であっても「均等待遇」による賃金・労働条件の確保と研修の拡充により、住民の権利保障と職員の生きがいにつながるように制度構築を行うとともに、対象者に安心して助言できる職員数の確保を強く要望します。

【回答】

本町を含む基礎自治体では、地方分権の進展による業務の増加や住民サービスの複雑・多様化が進む一方で住民サービスの維持・向上と更なる効率化が求められています。

このような状況の中、本町では時期的、時間的に限定されるような業務や病気や育児などの長期休暇を取得する正規職員の代替として、非正規職員（非常勤嘱託職員、臨時的任用職員）により対応しています。非正規職員の賃金等の勤務条件については、これまでにおいても、適宜見直してきていることから、現状では適正に運用できているものと考えています。また、研修については担当業務における必要性等を考慮し、非正規職員についても受講できる体制を構築しています。

今後も正規職員と非正規職員との業務内容を適切に区分するとともに各種研修を通じて、正規、非正規を問わず各職員のスキルアップに努めていきたいと考えています。

2. 国民健康保険・医療について

- ① 国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げる。保険料については、ワーキングプア世代やこどもの多い現役世代に配慮した子ども減免(こどもの均等割は0にするなど)、低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免などを創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度については住民の多くは知らないことを前提にしてホームページや広報に掲載することはもちろん、チラシ・パンフレットなどを作成しあらゆる機会に住民に周知すること。(減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しください。) なお、生活保護基準引き下げによる保険料減免と利用料減免での影響について具体的にお答えください。

【回答】

保険料の減免については、太子町国民健康保険条例第 25 条に規定しています。独自減免については町の減免取扱要綱に基づき個々の状況を踏まえ適切に対応しています。

また、一部負担金の減免は太子町国民健康保険条例施行規則第 29 条に規定しています。なお、一部負担金減免については、原則国基準を基本に要綱を定め実施しています。

減免制度の広報については、ホームページやパンフレットをはじめ、納付通知書に同封する保険料算定の説明書に掲載するとともに、納付相談において周知しています。

- ②「給付と収納は別」であることを徹底し、たとえ滞納をしても施行規則第一条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。子どもの保険証は 1 年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないこと。財産調査・差押については法令を順守し、きめ細かく面談し滞納処分をしたことによってよもや生活困窮に陥らせることがないようにすること。地方税法 15 条・国税徴収法 153 条にもとずき無財産・生活困窮状態の場合はただちに滞納処分の停止を行うこと。特に生活保護受給者については大阪府 2012 年 3 月 27 日付通知にもとずきただちに滞納処分の停止を行うこと。また、昨年 1 1 月の鳥取県児童手当差押事件（広島高裁松江支部）判決の趣旨を理解し、預貯金に入った場合でも差押禁止財産については差し押さえないこと。

【回答】

被保険者資格証明書及び短期被保険者証の交付については、国通知（平成 20 年 10 月 30 日・平成 21 年 12 月 16 日）を踏まえて適切に対応してまいります。

短期被保険者証は、公平負担の観点から窓口交付を原則としており、納付相談を受けていない世帯に対して郵送する方法は考えておりません。しかしながら、窓口にくられな方につきましては電話や訪問等により相談の機会を設け、速やかに交付できるよう務めてまいります。

なお現在、高校生以下の子どもの保険証は 1 年証として郵送しています。

再三の納付相談にも応じず、数年にわたり滞納がある被保険者に対して財産調査を行いますが、安易な滞納処分はしていません。また、納付相談をされた場合は、被保険者の生活状況を詳しく聞きとり、安易に差押を行わないようにしています。

生活困窮状態が相談等で確認できた場合、生活保護担当部署に繋ぐなど、連携を密にししながら分割納付などの相談をおこなっているところです。

生活保護受給者については、生活実態を聞き取り保険料の納付相談をしています。

- ③ 国や大阪府から出されているこれまでの通知は、毎年担当者が変わることを踏まえ、必ず年度初めには係員全員が目を通し、認識しておくよう努めること。

【回答】

異動は毎年行われること、また事務分担の担当替えも行うことから、各通知は年度当初に限らず年間を通じて、全員が目を通し、内容を理解するよう取り組んでいるところで

- ④ 国保滞納者は生活困窮の場合が多々あるので、生活保護担当課とは常時連携をとるとともに、滞納処分に関わっての通知等情報の共有もしておくこと。生活保護受給者に対しては滞納処分の停止の対象となることを生活保護担当課にも周知徹底すること。

【回答】

納付相談において、生活困窮が確認できた場合は、生活保護担当部署（福祉室 福祉グループ）と連携しています。

また、税担当部署を中心に公共料金担当部署が情報を共有し、滞納処分に関わる通知等情報も共有しています。今後においても連携を密にして情報共有に努めてまいります。

- ⑤ 国民健康保険運営協議会は住民参加・住民代表の公募・全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録を作成しホームページで公開とすること。

【回答】

協議会の内容については、原則公開が適当であると考えますので、全庁的な課題として認識しています。また議事録のホームページの掲載についても、全庁的な議論の下で検討したいと考えています。

- ⑥ 2015年度「財政共同安定化事業」1円化にむけては、大阪府が一方向的に算定方法を決め、大規模自治体のみが一人勝ちをし、その他の自治体が交付より拠出が大幅に上回るために保険料値上げをしなければならないという事態を絶対に起こさないよう市町村として意見をだすこと。

【回答】

平成27年度からの全ての医療費を対象とした保険財政共同安定化事業の実施にあたり、拠出が超過する市町村に対しては、府財政調整交付金による激変緩和措置を行うものとし、措置の縮小や廃止をしないよう要望しているところです。

- ⑦ 福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに当面は一般会計繰入で補填すること。

【回答】

福祉医療助成の実施に伴う国庫については、減額しないよう町村長会や大阪府を通じ国に要望しているところです。平成26年度予算から減額分を一般会計から繰入れます。

- ⑧ 無料低額診療事業を実施している最新の医療機関名簿を国保課等カウンターに常時配架すること。

【回答】

無料低額診療事業の案内を常時配架します。

3. 健診について

- ① 特定健診は国基準に上乘せして以前の一般健診並みの内容とし糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。費用は無料とし受診しやすいものとする。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。

【回答】

特定健診に加えて従来の基本健診と同様の項目を追加項目として無料で実施しています。本年度も昨年度に引き続き住民の方の利便性と受診率の向上を図るため8月に5日間、町立万葉ホールで集団健診として実施します。

- ② がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

【回答】

本年度も8月に5日間、集団健診として「特定健診」を実施します。この中で、胃がんと乳がんは、各2日、肺がんと大腸がんは各5日、セットで受診でき、肝炎ウィルス検査（無料）も実施しています。

費用は、従来どおり1つのがん検診項目につき500円の自己負担で実施しています。ただし、大腸がんでは、節目年齢（5歳きざみ）、乳がんでは、当該年度内に40歳到達者、子宮がんでは、同じく20歳到達者にクーポンを送付し無料としています。

③ 人間ドック助成を行うこと。

【回答】

町と契約している4医療機関で人間ドックを受診した場合に費用の半額を助成しています。30歳以上の被保険者であれば受診することができます。今後、受診可能な医療機関を増やすべく検討します。

④ 日曜健診、出張健診を積極的に行うとともに、委託事業所への補助を行うこと。

【回答】

8月に実施する集団健診の中で土曜日及び日曜日を設定しています。

4. 介護保険について

① 第5期介護保険事業会計の見通しを明らかにするとともに、第6期介護保険料については、特に基準額以下の段階を国の段階よりも引き下げ×0.1や0.2などを作ること。その場合、一般会計からの繰入を行い、保険料全体で調整しないこと。また本人課税の段階についてより多段階化をし、例えば所得200万円と400万円の人が同じ保険料となるような不公平な保険料とならないように配慮すること。低所得者に対する独自の保険料減免制度を改善すること。

【回答】

第5期計画介護保険事業会計は確定しておりませんが、3年間を通じて厳しい状況です。第6期では、対象者及び利用者の増が見込まれることにより一層の給付支出の増が見込まれています。

保険料については、このたびの国の制度改正で、低所得者の1号保険料の軽減強化が見込まれています。

介護保険の財源は、国・府・町及び被保険者の負担割合が明確に定められた制度となっており、町としても制度上、一般会計からの繰り入れで保険料を引き下げることが適当でないと考えます。

また、第4期に200万円以上の区分に加えて、400万円以上の区分を設け、基準額の1.75、第5期に1.8とするなど所得に応じて保険料を負担いただいているところです。

② 国庫負担割合の引上げを国に求めること

【回答】

国庫負担割合の引き上げについて、引き続き国に対し、町村長会等を通じて働きかけていきます。

- ③ 直近の要支援者の訪問介護・通所介護利用者数及び実態を明らかにし、これらの利用者のサービスを第6期以降においても継続すること。要支援者の訪問介護・通所介護については、利用者のサービス選択権を保障し、希望するすべての利用者には既存のサービスを提供できるようにすること。「多様な主体による多様なサービス」について確保の見通しについて明らかにすること。「新しい総合事業」を実施する自治体の体制（担当課、担当職員数、委託先団体、連携先等）を明らかにすること。

【回答】

H26.2 末の要支援該当者の訪問介護 18 人。通所介護 21 人です。

要支援者の訪問介護・通所介護の利用状況や、これまで実施してきました介護予防事業や配食・見守り等の高齢者サービスの実施状況を踏まえ、予想される事業効果や影響などを考慮し、今後策定される国のガイドラインを基に、地域支援事業を検討して参りたいと考えています。

- ④ 利用者負担割合を上げなごこと。国負担で低所得者の介護保険利用料軽減を行うよう求めるとともに、補給給付の対象に資産要件を盛り込まないよう国にもとめること。国が制度化するまでは市町村として独自減免を行うこと。

【回答】

制度改正により、一定以上の所得のある方の利用料が上限はあるが、1割から2割へ引き上げられること、補給給付の対象に資産要件を盛り込む事などが示されています。

所得の低い人の保険料の軽減割合を拡大する一方で、一定所得のある人や資産のある人に利用料等の負担をいただくことなどとなっています。

国庫負担による低所得者の介護保険利用料の軽減等低所得者対策の充実を図ることや、補給給付における預貯金の把握の公平性確保などについて、国に対し、町村長会等を通じて働きかけていきます。

独自の利用料減免制度は行っておりませんが、従前からの「高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費の支給制度」や「社会福祉法人の生計困難者への利用者負担軽減事業」において、利用者負担の軽減を図っているところです。

- ⑤ 行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。大阪府に対してサービス付き高齢者向け住宅をはじめ、府内で急増している高齢者住宅について実態を把握して、悪質なものについてはきびしく規制するよう要請すること。

【回答】

現在、本町域内において、地域密着型介護老人福祉施設（入所者生活介護：1箇所（地域密着型特養：29床）、認知症対応型通所介護：実人員9名（年間108人/年））が建設中です。また、サービス付き高齢者向け住宅の整備は見られません。

大阪府、庁内の開発・建築確認申請の関係部署などと連携し、サービス付き高齢者向け住

宅の整備情報の収集に努めるとともに、今後、必要に応じ、大阪府に向け事業者へ適切な指導・監督について要請してまいります。

- ⑥ 不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。

【回答】

本町においては、大阪府からの指導を基本としており、本町独自の「ローカルルール」はありません。

- ⑦ 第6期介護保険事業計画策定に当たっては「日常生活圏域部会」を設置し、中学校区ごとの調査を踏まえて日常圏域ごとの計画を策定すること。また、地域包括支援センターも日常生活圏域に1カ所設置すること。

【回答】

本町では、中学校区、日常生活圏域、地域包括支援センターとも、1カ所です。

5. 障害者の65歳問題について

- ① 介護保険第1号被保険者となった障害者に対し、一律に介護保険サービスを優先することなく厚生労働省通知(平成19年3月28日付)をふまえ、本人のニーズや状況を踏まえた柔軟な支給決定を行なうこと。

【回答】

障がい者の方で、65歳以上の人は、介護保険法による保険給付が優先されますが、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」に基づき、必要な障がい福祉サービスの支給に努めてまいります。

- ② 64歳までの障害者サービス利用時と同様に住民税非課税世帯には利用料無料とすること。

【回答】

非課税世帯の利用者負担の無料化について、町独自の助成を行うことは現在考えておりません。

6. 生活保護について

- ① ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

【回答】

生活保護の事務については、大阪府（富田林子ども家庭センター）が実施機関となります。申請者から相談があった場合は、大阪府（富田林子ども家庭センター）への連絡事務等を行っています。

- ② 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。（懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください）。
- ③ 申請時に違法な助言・指導はしないこと。2013年11月13日に確定した岸和田市生活保護訴訟をふまえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の間を確保すること。
- ④ 通院や就職活動などのための移送費（交通費）を法令通り支給すること。移送費については「しおり」「手引き」に明記すること。
- ⑤ 国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。以上のことを実施し生活保護利用者の医療権を保証すること。西成区のような「通院医療機関等確認制度」は導入せず、健康悪化を招く事態をつくらないこと。
- ⑥ 自動車の保有を認めること。枚方生活保護自動車保有訴訟の判決内容を実施機関に徹底すること。
- ⑦ 警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。
- ⑧ 介護扶助の自弁を強要しないこと。ケースワーカーがケアプランへの不当な介入を行ったり指導をしないこと。

【回答】

生活保護の事務については、大阪府（富田林子ども家庭センター）が実施機関となります。申請者から相談があった場合は、大阪府（富田林子ども家庭センター）への連絡事務等を行っています。

7. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

- ① こども医療費助成制度は、2013年4月段階で1) 全国1742自治体中984自治体(56.4%)が完全無料、2) 1349自治体(77.4%)が所得制限なし、3) 831自治体(47.7%)が通院中学校卒業まで、155自治体(8.9%)が高校卒業までであり、現時点ではさらに進んでいることが予想される。一方、大阪ではこの3要件を全てクリアーしている自治体は1つもなく、全国最低レベルである。一刻も早く、外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。さらに大阪府に対して全国並み(通院中学校卒業まで・完全無料・一部負担無し)拡充をすすめるよう強く要望すること。

【回答】

「子ども医療費助成制度」については、平成24年11月1日から外来・入院とも中学校卒業までに対象者を拡大しているところです。

府内でも市町村によって制度が様々であることから、町村長会を通じて、大阪府に対して制度の拡充を要望しています。

- ② 妊婦検診を全国並み(14回、11万円程度)の補助とすること。

【回答】

8月に実施する集団健診の中で土曜日及び日曜日を設定しています。

- ③ 就学援助の適用条件については生活保護基準1.3倍以上とし所得でみることに。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とするために保育料と同様に年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。昨年8月、今年4月の生活保護基準引下げがどのように影響したかについて具体的な数値で説明すること。また、影響が出ないようにどのような対策をとったのか明らかにすること。

【回答】

就学援助の適用については、生活保護基準の1.25倍とし所得額を基準としています。申請手続きは、従前より教育委員会の窓口において随時受付を行っております。認定判定は、6月上旬に課税所得額等を確認し、6月下旬に行いますことから、第1回支給月は8月末になりますことをご理解願います。

平成25年8月に実施された保護基準の見直しに伴う影響が及ばないよう、平成26年度以降の取扱いについては、平成24年12月末日現在において、適用されている保護基準を用いて測定するものとする。」特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課作成)を準用し算出しています。

- ④ 子育て世代支援と自治体の活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」「一人親世帯家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること。

【回答】

現在のところ子育て支援策として、家賃補助の制度化は考えていません。

- ⑤ 独自の「こども手当」など現金支給制度を実施し、子育て世代の生活支援を行うこと。

【回答】

独自に児童手当の上乗せになるような現金支給制度の予定はしておりません。

現在、策定中の子ども・子育て支援事業計画の中で、地域の子ども・子育て世帯へ現金給付以外の支援を行っていきたいと考えています。